

「後期幕府直轄時代」について(5)

今回は、幕府の蝦夷地経営の方針についてですが、沿岸の警備状況については前回(広報9、10月号)で記したので、ここでは、幕府の蝦夷地経営に関わる財政・経費の状況と、アイヌ民族に対する懐柔の実施について見ていきます。

財政・経費

箱館奉行所の財政には、大きく箱館開港に関するものと、蝦夷地経営に関するものがあります。

箱館開港に関わる経費としては、幕吏(幕府の役人)の給与・官舎や砲台の設置などがありました。安政3年(1856)5月の箱館奉行所の見積書によれば、経常費として、米千七百60石、金2万千七百5両とし、異船御備金として1万両、臨時用意金として2千両とし、また、向後二十箇年の内の、官衙(幕府の政庁施

設)・官宅・五稜郭・備船・弁天台場等の建設費として42万両ほどを見込めとし、これらの建設費として1か年に2万両の御下げを願いました。

蝦夷地経営の経費については、箱館奉行の掘利熙は上知に関する上書で、蝦夷地での交易の運上金(租税)収入で賄う見込みとし、さしあたっての施設経費として、45万両の経費が入用なので、これらの経費を運上金収入で返済すると記しています。

最も大きな経費としては、松前藩に対する代替地の陸奥国伊達郡梁川(現福島県伊達市梁川)・出羽国村山郡東根(現山形県東根市)の三万石や、出羽国村山郡尾花沢(現山形県尾花沢市)の管理手当1万8千両の支給があり、幕府はその財源の見込みについて、開拓の収入によって賄ってほしい

と希望しました。

但し、一兩年については、経費を多く必要とするであろうことから、繰替えて渡すので、他日返納するよう命じました。

また、箱館奉行の経常経費として年3万2千両余り、さらに、年限を定めない臨時費として20万両近くを予定し、とりあえず幕府から下げ渡される45万両を当て、不足分は人民の出願や蝦夷地収入の余剰をもって経営することにしました。

なお、臨時費には道路開削で5万両を予定しましたが、ほとんどが場所請負人などの寄付により賄われたので、官費は必要とせませんでした。

アイヌ民族の懐柔

場所請負人の不正について、前期幕領時代には前代からの施策を改善して懐柔(手なづけ従わせる事)に努めました。後期松前氏時代になると、場所の支配人・番人らが再びアイヌ民

族を虐待するようになりました。そこで、この取り締まりや、アイヌ民族に対する教導について、安政2年7月、箱館奉行が次の案を立て、幕府に伺い書を提出し、8月には決裁を得ることが出来ました。

その概要は、前期幕領時代において幕吏が蝦夷地に入り直捌ぎをおこなっていたのを廃止し、請負人をそのままにして、アイヌ民族を奉行所の管理下におき、請負人は漁業地でのアイヌ民族の使用について出願させ、労働対価の賃米や交易品は、幕吏が直接アイヌ民族に対して配給を行うことによって、不正を無くしました。

また、アイヌ女性を妾とすることを禁止し、アイヌの男女は他場所の者との結婚が出来るとしました。さらに、蓑傘や草鞋を用いさせ、家の湿気を除くための床を張り、田畑を耕作し食物を貯蔵することや、和語の使用など、総じて和

風となることを奨励し、死者のあつた時、その家を焼く事や、入れ墨・耳輪などの習慣の除去も教導の方針としました。

ただし、これらを強制するのではなく自発的改俗を待つことにし、アイヌ風俗を改め、名を和名に改めた者を、帰俗アイヌと称しました。

さらに、役アイヌに対しては、これまでのアイヌ民族の役名を、国内和人同様の役名に改め、惣乙名を庄屋に、惣小使を惣年寄、脇乙名を名主、小使を年寄、土産取を百姓代と称することにしました。

オムシヤと呼ばれる、アイヌの人々が領主に拝謁する儀式などに際しては、名主以上には袴を、年寄・百姓代には羽織・袴の着用が許されました。

なお、帰俗したアイヌ民族の割合は、場所によって大きく異なりましたが、総じては一・二割であったとされています。